

情報通信審議会 電気通信事業部会（第78回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年7月23日（月）10時00分～11時45分
於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、辻 正次、
東海 幹夫、長田 三紀、安田 雄典

（以上6名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、谷脇 康彦（事業政策課長）、本間 裕一（事業政策課調査官）、古市 裕久（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）、竹内 芳明（電気通信技術システム課長）、菱沼 宏之（電気通信技術システム課企画官）、佐藤 裁也（消費者行政課長）

(2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

ア．基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について

【平成19年4月19日付け 諮問第1171号】

イ．平成20年度以降の接続料算定の在り方について

【平成19年4月19日付け 諮問第1170号】

ウ．事業用電気通信設備規則等の一部改正について【諮問第1179号】

開 会

- 酒井部会長代理　おはようございます。そろそろ時間ですので始めたいと思います。ただいまから情報通信審議会の電気通信事業部会、第78回会議を開催いたします。
- 本日は根岸部会長が欠席ですので、私、酒井がかわりに議事を進めさせていただきます。本日は現在のところ委員7名中、5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。
- まず会議に先立ちまして、先日総務省のほうで人事異動があったとのことですので、総務省の方、順にごあいさつお願いいたします。
- 寺崎総合通信基盤局長　6日付で基盤局長を拝命いたしました寺崎でございます。よろしくをお願いいたします。
- 武内電気通信事業部長　10日付で電気通信事業部長を拝命いたしました武内でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 古市料金サービス課長　料金サービス課長の古市でございます。今後ともどうかよろしくをお願いいたします。
- 二宮料金サービス課企画官　引き続きお世話になります、料金サービス課企画官の二宮でございます。よろしくをお願いいたします。
- 竹内電気通信技術システム課長　10日付で電気通信技術システム課長を拝命いたしました竹内でございます。よろしくをお願いいたします。
- 菱沼電気通信技術システム課企画官　17日付で電気通信技術システム課企画官を拝命いたしました菱沼でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 安藤総務課長　7月10日付で総務課長を拝命いたしました安藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 谷脇事業政策課長　事業政策課長、谷脇でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。
- 本間事業政策課調査官　17日付で事業政策課調査官を拝命いたしました本間でございます。よろしくをお願いいたします。
- 佐藤消費者行政課長　10日付で消費者行政課長を拝命いたしました佐藤でございます。よろしくをお願いいたします。
- 渡邊総務課課長補佐　ロジのほうを担当させていただきます、情報通信政策局総務課

の渡邊です。よろしくお願いいたします。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。

議　題

ア．基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について

【平成19年4月19日付け 諮問第1171号】

○酒井部会長代理　　それではお手元の議事次第でございます、その順番で議事を進めてまいります。本日の議題はお手元にありますように諮問事項3件でございます。まず第1番目に諮問第1171号、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について審議いたします。すなわちユニバーサルサービス基金の話です。

本件につきましては今年の4月19日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問され、その後ユニバーサルサービス委員会において検討を行いました。本日はユニバーサルサービス委員会の主査代理として、こちらも代理で恐縮なんですけど、私のほうから検討結果について報告させていただきます。

お手元の資料78-1についてご説明したいと思います。この省令改正につきましては平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式について、利用者負担を抑制することを目的としまして、総務大臣から4月19日付けで諮問があったものです。ユニバーサルサービス委員会としては、5月15日に調査審議を行いました。また、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式の見直しは、NTSコスト、すなわち接続等で通信料に関係ない部分のコストでございますが、これと非常に密接に関連することから、平成20年度の接続料算定の在り方について、これもあとでございますけれども、この報告書が審議されました7月17日の接続委員会にユニバーサルサービス委員会の黒川主査が出席の上、接続委員会と連携して調査審議を行ってまいりました。

ユニバーサルサービス委員会における主な議論としては次のようなものがございました。今回の見直し、あとでご説明いたしますけれども、かなり見直しによって負担額軽減を図っておりますので、見直し前ではユニバーサルサービス制度の補てんされたコストにつきまして、見直し後はNTT東西のみが負担することになりまして、事業者間で

の費用負担の割合が変わることになりますため、適正な負担となるような措置が必要であろうということと、第2点としましてユニバーサルサービス制度の補てん対象額が、現在このままで行くと増加してまいりますけれども、この増加するのはNTSコストのつけかえが主な要因であったと。今回の見直しはあくまでも当分の間の措置ですけれども、ユニバーサルサービス制度自体の見直しにつきましては早急に進めていくことが必要であるという、こういった議論点がございました。このような議論を踏まえてユニバーサルサービス委員会としては、その78のうちの、ちょっと開けていただきますと資料1というのがございますが、この資料1の報告書のとおり取りまとめを行ったものです。

報告書についてその概要を説明します。まず開けていただきますと別添の、下に1と書いてあります、ページ1、ここに1に「見直しの背景」というのがございます。この(1)のところでは平成17年10月の現行のユニバーサルサービス制度の見直しの背景といたしまして、現在進んでいるユニバーサルサービスでございますが、これはドライカップを利用した直取電話サービス等の登場によりまして、一層の競争が進展し、NTT東西の基本料金の級局別格差の縮小、こういったものを含みまして、基本料の低下が期待されていたと。もう1点としまして、ユニバーサルサービスの負担金としましては、接続通信事業者がこれをユーザーのほうに求めるのかどうか、これにつきましては各事業者の経営判断にゆだねていたと、こういったことがございます。こういった背景を1に書いてございます。

(2)でございますが、「しかしながら」で書いてございますが、ユニバーサルサービス制度が稼働した後の状況について、まず1番目として回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響等が顕在化しまして、回線交換網ベースの従来の電話サービス市場におきまして、競争圧力によって基本料の低廉化というのがあまり期待どおりになっていないと。それから第2番目に、これも大きな原因でございますが、負担金を支払う事業者、53社中50社、ほとんど全部でございますけれども、これが当該負担金をユーザーに求めるということで、大体1番号7円という形でございますが、こういったことで(1)で想定しました状況というのが変化があったと、そのことを述べてあります。

(3)ではこのような状況において現行基本料金の級局別格差が残ったまま、利用者負担を前提としつつ、負担金の額が今後増加するということにつきましては、利用者の理解を得ることは困難であると、そういう形のことを(3)で書いてございます。今回

の補てん対象額算定方式の見直しはこのような背景に基づいて行われると、そういったことを示してございます。

以上をもとに、続きまして、2ページ目の「見直し案に対する考え方」でございますが、その(2)におきまして、補てん対象額の算定のためのベンチマークを全国平均の費用プラス標準偏差の2倍、そういった形で補てん対象額を今までよりも少なくするという形になってございますけれども、これにつきましては以下の3つの理由により妥当性があるのではないかということを書いております。

まず第1番目に、現行の負担額7円とおおむね同等の水準で今後このまま推移することが見込まれるために、利用者負担の抑制を図ることが可能になる、これが第1番でございます。それから第2番目に実績データに基づきます客観的なベンチマークを設定するものでありまして、基準の客観性が確保されていると、これが第2点でございます。第3点としまして米国においても同様のベンチマークを設定しており、これを参考とすることは一定の合理性があると。以上の3点がこの理由として書いてございます。

最後に3の「今後のユニバーサルサービス制度の見直し」ですが、今後とも回線交換網からIP網への移行といった市場環境の変化が継続することを勘案しますと、ユニバーサルサービス制度自体につきましても早急な見直しが必要であるとしております。また本年3月30日に情報通信審議会として、総務省が平成21年に予定しているユニバーサルサービス制度自体の見直しを可能な限り前倒しするように要望しておりますが、この報告書におきましては今回の補てん対象額算定方式の見直しが、当分の措置であるということ踏まえまして、ユニバーサルサービス制度自体の見直しを平成20年度から行うということを示しております。

資料1の最初のページに戻っていただきまして、以上を踏まえましてユニバーサルサービス委員会としては利用者負担を抑制する観点から補てん対象額の算定方式を見直すことが適当であるとした情報通信審議会の要望等を踏まえて、諮問のとおり省令を改正することは十分な妥当性を持つのではないかということで、今後意見募集を行った上で、さらに調査審議を進めることが妥当であるという形で報告書を取りまとめたものでございます。説明は以上でございます。

それでは、今の件につきまして、質問等ございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○東海委員　これはこれからパブコメを受けるのでございましょうか。

○酒井部会長代理　　そうです。

○東海委員　　そういうことなんですね。

○酒井部会長代理　　はい。

○東海委員　　今日はこのユニバの問題ともう一つ、実は後に20年度以降の接続料の在り方論が出てまいりまして、先走ってそのことをお話しするというわけではありませんけれども、この2つの問題が大変大きな関係を持っているという状況にあることはご案内のとおりだと思っております。今、お話のございましたこのユニバの制度の措置については、私はやむを得ざる当面の措置という認識でおりますけれども、これから事業者の方やら、あるいは利用者の方々からいろいろとご意見をいただかなければならないときに、ぜひとも2つ、大きな流れをご認識いただきながら賢明なご意見をちょうだいできればありがたいというふうに考えているところでございます。

1つはこの報告書にも書かれているとおり、まさにそのとおりでありまして、あるいは接続委員会の後ほどの報告書の中にももう少し詳しく説明いたしておりますけれども、これまでに経験したことのないIP化を含む、大きな環境変化というものが、こういった課題を新たに持ち出している、提起しているということを認識しておかなければならないし、その状況というのがこれまでの議論の中でも2010年という、その2010という数字をそのまま、そこで区切りあるかないかという話ではなくて、そのころ具体的な大きな、また更なる展開が予想されるということを前提にして、こういった措置を講ずることなんだということが第1点であります。

それからもう1点は私はこの電気通信事業部会というのは一側面でいろいろな局面で課題を、問題提起をされてそれを論ずることが多いわけですがけれども、今回のユニバの問題とそれから接続料の在り方の問題と、2つの問題にかかわらせていただいたときに、強く電気通信市場、あるいは電気通信というビジネス、事業というものを全体を見渡したときに、だれがそのコスト負担をするのかということが、非常に複雑な環境になりつつあるということだろうと思うんです。

伝統的な事業者間接続料と、伝統的といってもそんなに古いわけではなくて、これもまだ10年かそこらしかかっていないわけであろうと思っておりますけれども、その事業者間の接続料の在り方でのコスト負担論議というものと、やはりユニバの場合にはこれは事業者が今回の場合、利用者に直接的負担を求めるという形をアクションとしておとりになられたことが異なった展開を我々に認識させたということではなかろうかと思えます。

その中でそれを、全体を見渡して、おのおのが別の趣旨によって制度が構築されているわけだろうと思いますけれども、その全体を見渡した形でもって2つのこれから、皆さんからご意見をちょうだいするパブコメが出ていくんだというようなことを、ここでしっかりと認識していただきながら我々も議論するし、また受けとめられた方々もそのことに対してそういった視点で、視野で見えていただいて、この議論を深めていただくということになればいいなというふうに思っているところがございます。以上でございます。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。私も全く同意見で、このユニバーサルサービスというのは、要するに高コストの地域にどうしてもコストがかかるのは仕方がないので、これをどういう形で補てんするかということで、そのうちの1つの考え方を示したということで、これからずっと議論しなければいけない課題だとは思っております。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○長田委員　　今回の措置のことというよりは、今の東海先生、酒井先生おっしゃいましたとおりに、この先の議論のことなんですけれども、やはりユニバーサルサービス制度そのもの、これから前倒しして、新しい制度についてまた検討する場合、国民的な議論というのを持っていかない限り、またどんなプランを立てても、またその新しい展開でこういうコストがかかるんだって、実際にコストがかかって請求書が来た段階で、みんなそれを知る。それで知ったとしてもほんとうに仕組みそのものがきちんと理解できているかといえばそうではない状態の中で、また戸惑うというようなことが繰り返されていくのではいけないと思うんですね。ですから前倒しの議論をする場合に、どれだけ国民の理解を丁寧にて得ていくのかというところを意識してぜひやっていただきたいし、そのように私も努めていきたいというふうに思います。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。どうぞ。

○辻委員　　大所高所の観点からお三方が述べられましたが、少し具体的に述べたい点が2つあります。第一点は平均プラス2シグマというところに平均の線を上げるということと、もう一点は利用者負担の抑制に向けて、その代わりだれが負担するかということです。今までは、転嫁するかしないかは事業者の経営戦略ということでした。今回の提案は、利用者負担の抑制に向けて、何か検討するということがあるかと具体的にパブコメでどのような案がありますかと意見を求められるのですか。原則的にはどういうことを聞かれるのですか。

○酒井部会長代理　　原則としてはこの案で変更することについてどう思いますかという

ことだと思えますけれども、もちろんその段階で新しい別の考え方もあるよというご提案があることもあり得るとは思っておりますけれども、そういうことでよろしいですね。

○辻委員 具体的にはこれは、抑制案というのは提案はないわけですね。

○酒井部会長代理 抑制案といいますか、基本的に今、2シグマに上げることによりまして、このまま何もしなければ7円がだんだん上がって……。

○辻委員 いやそういうことでなく、負担の在り方では今までは企業の経営戦略でしたが、今後はこれをどうするかという別の案が出ているのではないですね。つまり、転嫁はしてはならないというのではないのですね。

○酒井部会長代理 はい。

○辻委員 結構です。

○酒井部会長代理 ほか、いかがでしょうか。もしよろしければ次のと一緒に議論でも結構だと思いますけれども。非常に関連がありますので。じゃあ、よろしいでしょうか。それでは特に次のときに変更がない限り、この報告書を当部会の答申案として了承することとしまして、意見招請を行うことといたしますが、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○酒井部会長代理 それでは本件につきまして「情報通信審議会規則」の規定に従い、本答申案を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどとして公告して、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請期間は8月23日までといたします。またこの件につきましてはユニバーサルサービス委員会において引き続き検討していただくことといたします。

イ. 平成20年度以降の接続料算定の在り方について

【平成19年4月19日付け 諮問第1170号】

○酒井部会長代理 それでは続きまして諮問第1170号、「平成20年度以降の接続料算定の在り方」について審議いたします。この件は、本年4月19日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問され、その後、接続委員会において検討を行っていただきました。本日は接続委員会の主査であります東海委員から委員会での検討結果についてご報告いただきます。それではよろしく願いいたします。

○東海委員 それではお手元の資料の78-2を参照いただきたいと思います。平成2

0年度以降の接続料算定の在り方につきまして、接続委員会において調査審議をした結果の概要についてご報告をさせていただきたいと思ひます。

今、議長からお話ございましたように、この件は4月の19日、総務大臣から諮問を受けたものでございまして、本件にかかわります新しいモデルの評価や、NTSコストの扱いをはじめ、6つの検討事項を整理するための審議を積み重ねてまいりました。具体的にはまず4月の24日に自由討議を行ったわけでございますが、その後すぐに事業部会との合同ヒアリングを経まして、論点整理を2回行いました。それを踏まえまして今月10日に報告書の骨子案を、さらに17日に報告書案をそれぞれ審議してまいりました。本件の審議の中で最大の論点となっておりますのが、さっきの議題にも関係いたしますNTSコストの扱いでございます。先ほどユニバのほうの委員会の酒井主査代理からユニバーサルサービス委員会における調査審議の結果についてご報告がございましたけれども、NTSコストの扱いはユニバーサルサービス制度に係る補てん対象額の算定方法の見直しとも密接に関係をすることから、最後の報告書案の審議、接続委員会の審議におきましては、ユニバーサルサービス委員会の主査でいらっしゃいます黒川主査にもご出席をいただいて審議に参加をしていただきました。

こうした全6回に及ぶ接続委員会での調査審議を経まして、お手元でございます資料78-2のとおり、接続委員会としての整理を報告書として取りまとめさせていただきました。具体的には報告書の目次をちょっとご参照いただきたい。2枚おめくりいただきますと目次がございますけれども、先ほど申し上げましたように検討課題に従いまして、新モデルの評価、NTSコストの扱い、接続料設定に用いる入力値の扱い、接続料における東西格差、新モデルの評価、新モデルの適用期間後における接続料算定の在り方という構成も6章にいたしまして、それぞれ現状、事業者の主な意見、そして接続委員会としての考え方について整理をさせていただきました。また以上の6章に加えまして、これまでの接続料算定に係る経緯や、固定電話を取り巻く電気通信市場の動向につきまして整理をさせていただいて、これを頭のほうの序章として報告書に追加させていただきました。以上、調査審議結果の概要でございますけれども、続きまして詳細につきまして事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○二宮料金サービス課企画官　それでは引き続きまして説明をさせていただきたいと思ひます。目次を1枚おめくりいただきますと序章が始まってございます。こちらから下線部分を中心にご説明をさせていただきたいと思ひます。

これまでの経緯でございます。接続制度の創設でございますが、今日の接続制度は平成9年の電気通信事業法改正により創設されたものでございまして、具体的にはボトルネック設備を指定電気通信設備として指定し、当該設備を設置する事業者に対し、接続約款の作成・公表や接続会計の整理等を義務づけるものでございます。接続制度創設時の接続料は、接続会計により整理された管理部門等の費用等に基づき、算定することが義務づけられていたところでございます。

引き続きまして長期増分費用方式の導入でございます。第一次モデルの適用でございますが、実績原価方式では、情報の非対称性やN T Tに内在する非効率性の排除に限界があり、こうした非効率性の排除等を図り、もって接続料の一層の低廉化を図る観点から、長期増分費用方式の導入が検討されたところでございます。

平成11年9月、その技術モデルの構築等が、時系列でございますが、長期増分費用モデル研究会報告書におきまして取りまとめられ、それを踏まえ、平成12年2月の電気通信審議会答申におきまして、加入者交換機及び中継交換機に係る接続料算定に長期増分費用方式を適用することが適当とされたところでございます。

同答申を踏まえまして、平成12年に電気通信事業法が改正され、平成12年度の固定電話にかかる接続料の算定から長期増分費用方式が導入されております。この結果、平成12年度から3年間かけて、G C接続につきましては22.5%減、Z C接続につきましては60.1%減と大幅に接続料水準が引き下げられてございます。

第二次モデルの適用についてでございますが、平成12年答申では具体的な見直し事項といたしまして以下の4点、①から④の事項が挙げられてございます。当該見直し事項を踏まえまして、郵政省は当時は平成12年9月から研究会を再開いたしております。その報告書におきまして第二次モデルが取りまとめられたところでございます。これを踏まえまして、平成14年9月の情報通信審議会答申では第二次モデルを平成15年度及び16年度の2年間に適用することといたしまして、新たに端末回線伝送機能、及び中継伝送専用機能を適用対象と追加することが適当とされております。この結果、G C接続につきましては、更なる低廉化が図られたものの、Z C接続につきましてはトラフィックの現象等の影響により初めて引き上げられる結果となっております。

第三次モデルについてでございます。次のページでございます。情報通信審議会におきまして平成17年度以降の接続料算定について、総務省に対して以下の3つの要望がなされております。そのうち①のトラフィックの減少等の大きな環境変化を前提とした

方法を検討することを踏まえまして、平成15年9月に研究会を再開しまして、その報告書において、第三次モデルを取りまとめております。これらを踏まえまして平成16年10月の情通審答申では第三次モデルを平成17年度からの3年間適用すること等が適当というふうにされております。

次ページをごらんいただければと思います。平成16年答申を踏まえまして、平成17年度まで緩やかに上昇しておりました接続料は、平成18年度以降、低廉化の傾向を示し、トラフィックの大幅な減少による接続料水準の上昇の抑制が着実に図れることとなっております。

続きまして基本料・施設設置負担金等の扱いでございます。このほか、平成16年答申におきましては、合わせて基本料・施設設置負担金の在り方について検討をされております。以下4点の整理が行われています。そのうち次のページでございますけれども、③のNTSコストは複数事業者による直収電話サービスの提供といった環境変化を考慮しても、まずは基本料費用での回収可能性を検討することが必要であることに関連をいたしまして、平成16年答申では接続料原価から除かれたNTSコストを含むサービス提供に係る費用が回収を見込めなかった場合、ユニバーサルサービス基金制度について適切な発動が可能となるよう、基金制度を見直し、結論を得ることが適当とされております。

ユニバーサルサービス制度の稼働でございますが、平成17年10月の情通審答申におきまして、補てん額の算定方式を収入費用相殺方式からベンチマーク方式に見直すことなどが適当とされております。同答申を踏まえまして、所要の関係省令が改正され、平成17年度のNTT東西の基礎的電気通信役務収支が約518億円の赤字となったことを受けまして、ユニバーサルサービス制度が稼働しております。

続きまして電気通信市場における環境変化でございます。平成16年答申から本答申までの3年間の間、電気通信市場における固定電話をめぐる環境は大きく変化をしてございます。具体的には(1)ブロードバンドサービスの拡大でございますが、次のページをおめぐりいただければと思いますが、ブロードバンドサービスの加入数は2,644万加入に達し、量的拡大を続けているが、それに加えて近年は質的な変化も進行している状況にある。すなわちDSLサービスにかわり光ファイバサービスがブロードバンドサービスの牽引の主軸になりつつある状況でございます。

電話サービスの動向でございますが、固定電話の契約者数は、平成9年度をピークと

いたしまして減少傾向が続いております。平成18年度末にはピーク時と比べ、約12%の減少となっております。他方、IP電話につきましては平成18年度末には約1,433万加入に達しております。その内訳を見ますと050-IP電話の契約数は伸びが鈍化する一方、0AB~J-IP電話は急増しているという状況でございます。

また移動体と固定電話の契約数は平成12年に逆転をしております。平成18年度末には1億加入を突破し、移動体の契約数が固定電話の契約数の約2倍となるなど、両者の契約数の差は年々拡大しております。

次のページでございます。PSTNトラフィックの動向でございます。総通信回数は平成12年度をピークに緩やかに減少しております、その内訳を見ると携帯電話発の通信回数は年々増加傾向を示す一方、固定電話等発の通信回数は、平成13年度以降、一貫して大幅な減少傾向にございます。また総通信時間も平成12年度をピークといたしまして一貫して減少傾向にございます。

その内訳を見ますと、携帯電話発の通信時間は、年々増加傾向を示す一方、固定電話発の通信時間は平成17年度にはピーク時の約半分まで落ち込んでおります。他方、平成16年度からIP電話からの発信が、通信回数・通信時間ともに増加をしているという状況でございます。

次のページをお開きいただければと思います。通信回数につきましては、平成9年度まで増加した後、平成12年度までは安定的に推移し、平成13年度以降は急速に減少しております。その一方で通信時間は平成12年度までは一貫して増加傾向にあり、同年度にピークに達しておりますけれども、平成13年度以降急速に減少いたしております。

次のページを開けていただければと思います。他方、NTT東西の固定電話の回線数につきましては、平成9年度まで増加した後、平成12年度までは安定的に推移しましたが、平成13年度以降は減少に転じております。以上のように、通信回数、通信時間、回線数のいずれもが、平成13年度から減少傾向に転じ、それも大幅な落ち込みを示しているのが最近3年間の特徴として挙げられます。こうした減少傾向は今後も継続するものと考えられます。

続きまして接続料算定の在り方を巡る最近の動きでございます。平成18年9月、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」の報告書を踏まえまして、総務省は「新競争促進プログラム2010」を策定・公表しております。その中で

固定電話の接続料に係る今後の算定方法については、07年中に結論を得る。その際、08～09年度の接続料算定の在り方について具体的な結論を得るとともに、2010年度以降の接続料算定の在り方に係る基本的な方向についても検討を行い、一定の結論を得ることとされております。これを受けて総務省は平成18年10月から研究会を再開し、その報告書におきまして第四次モデルを取りまとめております。

また、情報通信審議会答申におきまして、平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式について、利用者負担を抑制することを目的として、速やかに見直すことが適当とされるとともに、当該見直しに当たりまして、固定電話の接続料におけるNTSコストの在り方と密接に関連することから、これと同時並行的に見直しを行い、所要の措置を講じることが望ましいとの要望が総務省に対して示されているところでございます。

11ページをお開きください。第1章、新モデルの評価でございます。今回の主な改修点といたしましては、平成18年10月から再開された研究会におきまして、①PSTNへの投資抑制等、実態を反映した見直し、②IP化の進展に対応した見直し、③その他の状況変化に対応した見直しの3点に絞って検討を行い、平成19年4月、新モデルを公表しているところでございます。その主な改修点等は以下のとおりでございます。経済的耐用年数の適正化につきましては交換機ソフトウェア、平成20年度は7.7年と試算されるものでございます。光ファイバにつきましては架空で15.1年、地下で21.2年となるものでございます。これに加えましてデジタル交換機、き線点RT、メタルケーブル及び管路の投資抑制が長期化した場合にも適用できるよう、補正方法を見直しております。また交換機設備の維持延命に伴うコストの反映を可能とする見直しもあわせて実施しているところでございます。

次のページでございます。IP化の進展に対応した見直しでございますけれども、閉域網内に終始するサービスにつきまして、設備共用の対象として新たに追加をするとともに、加入者回線の設備料算定に当たり、ドライカップ設備と加入電話等の設備との間の費用配賦を行うこととしております。以上2点を実施でございます。その結果、算定上の結果でございますけれども、(4)総コストは新モデルでは6,421億円、第三次モデルでは6,664億円となり、約243億円の減少となっております。

新モデルの評価についてでございます。主な意見といたしまして新規投資抑制や、IP化の進展といった環境変化をおおむね取り込んだものと評価する意見、また、次のペ

ージでございますけれども、約3%程度のコスト削減結果を評価する意見がNCCから提示をされるとともに、これに対しましてNTT東西から交換設備の維持延命に伴うコストについて、修理の受け付けを停止したメーカーが引き続き修理を行うというあり得ない仮定を採用しているといった問題があるとの意見が示されております。これに加えましてNTT西日本から、新規投資抑制という考え方が長期増分費用方式の前提に相反することから、これをモデルに織り込むことに限界があるとの意見が示されております。

これについての考え方でございます。長期増分費用モデルは既存事業者の非効率性を排除するコストモデルであり、接続料算定における透明性、公正性の確保に大きく貢献してきております。また、現時点でこれにかわり得る適切な手法は見当たらないとした上で、下でございますが、新モデルにつきまして、第三次モデルでも課題とされたトラフィックの減少及び新規投資抑制等の環境変化がさらに長期化していることを反映させたものであり、研究会において各界の専門家が十分な時間をかけて検討を行った上で改修されたものであることから、その具体的な改修方法については審議会として、研究会の判断を尊重することといたしております。

新モデルの算定結果に係る評価でございますが、新モデルで算定した接続料単価は、現行モデルと比較した場合、GC接続の接続料単価はおおむね2%低下をしております。他方、第三次モデルの費用と、平成17年度の実際費用を比較した場合には、実際費用のほうが第三次モデルの費用よりも低い値となっております。この要因といたしましては、実際費用の場合、投資抑制の長期化により設備全体に占める償却済資産の割合が増えて急速に減価償却費が抑制される一方、長期増分費用モデルの場合、投資抑制の結果が経済的耐用年数の延長という形で反映されるものの、減価償却費用を急激に減少させず、ゆっくりと影響を織り込んでいくことが考えられます。しかしながら投資抑制が法定耐用年数を超えて長期化しておりますので、未償却資産の規模が再び安定し、実際費用における減価償却費の減少傾向が今後底打ちを示す可能性がございます。また長期増分費用モデルのほうがトラフィックの減少等によるネットワーク規模の減少による影響を反映しやすい可能性がございます。その下でございますが、長期増分費用方式は接続事業者からはその維持を望む声が強く、また投資抑制期間の長期化や、固定電話を取り巻く状況の変化等を踏まえると、長期増分費用と実際費用が今後どのように推移をしていくのか、現時点で正確に判断することは困難であり、現時点で実際費用のほうが低い値であることをもって直ちに長期増分費用方式の有用性の有無を判断するのは適切

とはいえないとしております。

続きまして16ページ、NTSコストの扱いでございます。経緯と現状でございます。平成12年答申でございますけれども、長期増分費用方式の具体的な導入方策といたしまして、ケースA、き線点RTコストを従量制接続料で回収する考え方を適用することが適当と判断されております。その理由といたしましては、ケースB、すなわちき線点RTコストを従量制接続料で回収しない考え方につきましては、き線点RTのコスト回収が行われない場合には、経営への影響についての見通しが十分得られていないこと、またNTSコストを利用者に転嫁するという社会的なコンセンサスが得られていないこと等がその理由となるものでございます。

平成14年答申でございます。NTSコストのうち、き線点RTのみを検討対象とし、その回収方法として基本料で回収する方法、定額制接続料で回収する方法の2つの考え方について検討を行っております。

まず基本料で回収する方法でございますが、低利用者が支払う料金は増加することとなるなど、利用者間で負担変動が伴うということになります。次のページでございます。また公共的料金である基本料を引き上げることについて社会的コンセンサスを得ることは困難であり、現に多くの消費者団体から基本料の引き上げに対して反対意見が提出をされております。これらを踏まえましてNTSコストを基本料に転嫁することは、なお慎重な検討を要し、社会的合意も困難というふうにされております。

続きまして定額制接続料で回収する方法についてでございますが、以下の問題点を勘案するとNTSコスト回収方法の抜本的解決法とは言いがたいとされております。1点目、利用者に転嫁される恐れがあること、2点目、最終的には基本料等で回収する方法に移行する懸念があること、3点目、携帯電話やNTT東西以外の固定電話事業者の直加入に係る負担割合などをどう考えるかという技術的問題が残ることでございます。ただし、NTSコストの回収方法につきましては、接続料算定の枠内に限定して議論することは限界に達していることから、現行の基本料、施設設置負担金、各種の付加料金の取り扱いと合わせて、抜本的体系的に再検討する場を早急に設け、その検討結果を踏まえて可及的速やかに電気通信料金体系の見直しを図るよう要望がなされたところでございます。

続きまして平成16年答申でございますが、平成16年答申におきましてはNTSコストを接続料原価から除くことが必要であり、その回収はまずは基本料の費用範囲の中

で行うことが適当とされております。これは通信量の減少局面においてNTSコストを接続料原価に含めることは、接続料単価の大幅な上昇を招き、さらなる接続料や通話料の上昇を引き起こすといった悪循環に陥る可能性があること等を考慮した上での決断でございます。次のページでございます。また、NTSコストのつけかえは激変緩和措置として段階的に従量制接続料の原価からNTSコストを除くことが適当とされております。具体的には通話料の値上げにつながらない接続料水準を維持するとともに、NTSコストを基本料の費用において吸収可能性のある水準とする観点から、NTSコストのつけかえ期間を5年とすることが必要とされております。なお、現行モデルの適用期間を新たに接続料の算定方法が検討される場合には、必要に応じてNTSコストの扱いについて改めて検討を行うことが適当であるとされております。

続きましてNTSコストの段階的つけかえの現状でございます。平成19年度におきまして、NTSコストの60%が基本料の費用範囲につけかえられております。この点、NTSコストの段階的つけかえ後における接続料の実績値について、平成16年答申における接続料推計値と比較すると、その下の表の6のとおりでございます。5年で段階実施した場合の接続料推計値の下限の水準となるような推移を見せております。他方、NTT東西の基本料収支につきましては、平成18年度決算で、それぞれ約30億円の赤字を計上している状況でございます。また先ほどの案件でございますけれども、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額算定方法の見直し、これが行われることに伴いまして、各電気通信事業者間での費用負担構成が変化することとなります。

平成20年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱いの主な意見でございますが、NTT東西からは、地方部のNTSコストが高コストである要因は、主に低需要エリアのRT局に構築される、き線点RT-GC間伝送路コストによるものであり、当該コストをNTT東西のみが負担することは以下の点から問題であるため、当該コストについて接続料で回収するよう見直すことが必要との意見が示されております。具体的には都市部を中心に参入する競争事業者が、NTT東西のネットワークに接続する際の接続料の低廉化を享受する一方、NTT東西のみが当該コストを負担しつつ、ユニバーサルサービスを維持しなければならなくなることから、競争の公平性を損なうということ。2点目にドライカップ電話サービス事業者が、RT-GC間の中継伝送路コストをTSコストとして他事業者から接続料で回収する一方、NTT東西は当該コストをNTSコストとして負担する結果、NTT東西のみが当該コストを負担することとなり、競

争の公平性を損なう等の問題が指摘をされております。これに対しまして、NCCからはNTSコストは直ちに接続料から控除し、基本料で吸収すべきもので、平成17年度から5年間かけて控除することは、NTT東西の激変緩和措置として整理済みであること、また控除期間に関して、当該機関の見直しを行う場合はその考え方をあらかじめ明確に整理すべき等の意見が提示をされております。

その考え方でございますが、平成16年答申におきまして、NTSコストを基本料の費用範囲の中で回収することが困難であって、ユニバーサルサービスの円滑な提供に支障が生じる懸念がある場合に、適切なユニバーサルサービス制度の発動が可能となるような制度見直しが行なわれるべきことが指摘をされております。現行のユニバーサルサービス制度は、制度の補てん対象額の算定方法の見直しは、事業者間の負担の公平性の観点から接続料の算定方法にも大きな影響を与えることから、接続料算定の在り方については当該見直しを念頭に置きながら検討することが必要である。このため、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額と密接に関連しているNTSコストの扱いについて検討を行うことが適当と整理をしております。

ユニバーサルサービス制度の補てん対象とNTSコストとの関係でございますが、ユニバーサルサービスの補てん対象額の算定方法の見直しでは、回線当たり費用の分布の標準偏差を用いて、回線当たり費用が「全国平均+標準偏差の2倍」を超える額に補てん対象を変更することとしております。これは利用者負担の抑制を図る観点から講じる、あくまでも当分の間の措置でございます。回線当たり費用の算定に当たりまして、回線当たり費用の分布曲線の形状を決めているのはNTSコストとなっております。また、このNTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分が、き線点RT-GC間伝送路に係るコストとなっております。これは次ページ図表7に示すとおりでございます。

このコストはRT局に発生すること、またRT局は比較的少数の利用者を収容する収容局に設置される実態が多いことから、このコストがほぼ高コスト地域に固まって分布する結果となっていると考えられる。したがって、算定方法の見直しは実質的には、き線点RT-GC間伝送路に係るNTSコストをNTT東西のみが負担するという結果になることから、当該コストの適正な負担の在り方について改めて検討を行うことが適当と整理をしております。

き線点RT-GC間伝送路の扱いでございますが、き線点RT-GC間伝送路は集線

されておらず、加入者回線の増減に応じてコストが増減する設備でありますので、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則となります。次のページでございます。しかしNTT東西からはユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の変更により、NTT東西のみが、き線点RT-GC間伝送路の費用を負担することは競争の公平性の観点等から適当ではなく、接続料として関係事業者から公平に回収すべきとの指摘がなされております。この点につきまして、き線点RT-GC間伝送路の費用は本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものでありますけれども、以下の理由によりまして、き線点RT-GC間伝送路に係るコストは当分の間の措置として、接続料原価に算入することもやむを得ないと整理しております。

1点目、き線点RT-GC間伝送路は、主として事業者間競争が成立していない高コスト地域において、加入者交換機を設置している局舎まで加入者回線を延伸するために設置されるものであり、当該伝送路に係るコストは、従来のユニバーサルサービス制度では、その補てんの対象に含まれていたことから、受益する事業者により公平に負担されていたこと、しかし当該費用は実質的に当該制度により補てんされないこととなるため、当該費用をNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようになる必要があることからでございます。この際、上記措置は当分の間の措置であることにかんがみまして、費用負担の公平性や基本料・接続料水準に与える影響等に配慮しつつ、制度としての予見可能性を確保したものであることが必要でございます。この点、今回の見直しが高コスト地域における、き線点RT-GC間伝送路の費用を各事業者が接続料として公平に負担すること目的とするものであることにかんがみれば、当該費用は実態に即した必要最小限のものに限られるべきでございます。したがって、接続料原価に算入する費用は実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路費用に限ることが適当であるとしております。

また激変緩和措置としまして、き線点RT-GC間伝送路費用を接続料原価に算入する場合も、次ページ図表の9のとおり、毎年度20%ずつ段階的に行うことが適当というふうに整理をしております。次のページでございます。上記措置はき線点RT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストにつきまして、引き続き5年間で段階的に基本料費用につけかえるという原則を堅持することが可能であり、平成16年答申におけるNTSコストの扱いと整合的な面を有する点でも望ましいものであるとしております。

続きましてき線点RT-GC間伝送路に係る接続料の回収方法でございます。き線点

R T－G C間伝送路費用を接続料の一部として回収することとした場合、その方法として従量制接続料と定額制接続料が考えられます。当該費用はR T設置局下の加入者回線数の増減に連動し、通信量に依存しないことから、原則的には従量制接続料の費用範囲に含めることは適当ではない。しかしながら定額制接続料を採用した場合、定額制接続料がそのまま利用者に転嫁される恐れがあり、利用者負担を抑制するとの目的と矛盾する恐れがあるという問題や、マイラインのデフォルトの扱いをどうするか等の技術的問題があること、またき線点R T－G C間伝送路費用を従量制接続料の原価に算入した場合、平成22年度においてG C接続料は4.7から5.3円となることが想定されますけれども、これは平成16年答申において5年間で段階的にN T Sコストを控除することとした場合の想定接続料の上限値と比較して十分に競争が成り立ち得る水準であるということから、以上を踏まえまして、当面は新たな定額制接続料を設定するのではなく、従量制接続料の一部として回収することが適当というふうに整理をしております。

き線点R T－G C間伝送路にかかるコストの算定方法の見直しでございますが、き線点R T－G C間伝送路費用はあくまでも当分の間の措置として従量制接続料の原価に算入し、N T T東西の利用部門を含む接続事業者が公平に負担するという形にすることもやむを得ない。しかしこの取り扱いはユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものであり、このため、P S T NからI P網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ、早急な検討を行うことが望ましいことから、平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点R T－G C間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当といたしております。

続きまして第3章、接続料設定に用いる入力値の扱いでございます。経緯と現状で通信量の扱いでございますが、第一次モデルの入力値につきましては、3年間かけてG C接続が22.5%、Z C接続が60.1%という接続料水準の大幅な引き下げを行うものであったことから、N T T東西の経営に与える影響に配慮して、平成10年度の実績通信量に固定をしております。他方、第二次モデルの入力値につきましては、接続事業者の予見性及び目標値としての性格を確保するためには、トラフィックを含む入力値は固定することが適当とされております。また第二次モデルではモデル適用期間内の予測トラフィックを用いることが望ましいとされております。しかし、信頼性のある予測を行うことが困難な場合は、下期、上期のトラフィックを通年化した実績値を用いるものと

されております。これを踏まえまして、平成15年度の接続料は平成13年度下期と平成14年度上期を通年化したトラフィックを用いて算定をされております。

次のページでございます。その他入力値の扱いでございます。第一次モデルにおきましては、デジタル交換機、光ファイバ及びアナログ・デジタル公衆電話機耐用年数につきましては増減法により推計した経済的耐用年数を適用することとしております。平成14年答申ではデジタル交換機、アナログ公衆電話に加え、伝送装置の経済的耐用年数を再推計するとともに、メタルケーブル、管路・電柱等に推計対象を拡大をいたしております。

現状の第三次モデルについてでございますが、通信量の扱いにつきましては、通信量が継続して減少することが共通の認識となっていたことから、これを前提に直近の実績通信量を用いて接続料を設定した場合、実績通信量の減少に起因する原価の差異はNTT東西の管理部門が負担する構造となります。これを回避するための方法として、①事後清算を行う、②より直近の通信量を用いて接続料を設定するという2つの方法が示されておりました。このうち①につきましては事業計画策定上の予見性の観点から経営に悪影響を与えているとの指摘が多く提出され、引き続き採用することは適当でないと考えられ、次のページでございますが、平成17年度以降の接続料算定に係る入力値につきましては、可能な限り直近の通信量を用いて接続料を設定する観点等から、毎年度接続料の再計算を行い、通信量が比較的安定的に減少している状況を踏まえ、「前年度下期＋当年度上期の通年通信量」を用いて算定をされております。

その他の入力値につきましては平成16年答申ではトラフィック以外の入力値については通信量との整合性を可能な限り確保するため、直近のものとする必要があるとあり、個別の入力値の選定については総務省において判断することが適当というふうにされております。

この入力値についての事業者からの主な意見でございます。28ページでございますが、NTT東西からはトラフィック等を適用年度に合わせない場合、構造的に当該年度のコスト総額を回収できないことから、適用年度の実績トラフィック等を反映した接続料とすることが必須であり、このため、①14カ月分のトラフィックを線形回帰により予測した適用年度の通年トラフィックをもとに接続料を算定し、②翌年度に判明する適用年度の実績トラフィックに基づき精算することが必要との意見が示されております。これに対しましてKDDI及びソフトバンク等からは「前年度下期＋当年度上期予測」

を採用することは一定の合理性があるとの意見等が示されております。その他の入力値の扱いに関する意見でございますけれども、最も効率性の高い入力値を採用することが適当といった意見等が示されております。

これについての考え方でございますが、接続料算定に用いる通信量は信頼性のあるデータであることを前提とした上で、可能な限り適用年度に近いデータを採用することが適当でございます。この観点から平成17年4、7、10月及び平成18年1月までのそれぞれの通信量の推移を用いまして、2カ月先まで予測、8カ月先まで予測、14カ月先まで予測につきまして、それぞれ予測通信量と実績通信量の乖離を試算をしております。

①の2カ月予測を用いる場合は、図表11の参考の欄のとおりでございますが、「当年度の通信量との乖離幅」が極めて大きくなることから、これを入力値として用いることは適当ではないと考えられます。また③の14カ月予測を用いる場合については、比較的通信量の推移が安定していた計測時期においても、図表11の上の段の「予測値と実績値の乖離幅」が大きく、さらに当該乖離幅の計測時期の違いによる振幅も大きいということが指摘されております。またこれに加えまして今後PSTNの加入者が急激に減少する可能性があること等を踏まえれば、「予測値と実績値の乖離幅」や当該乖離幅の計測時期の違いによる振幅がさらに大きくなる恐れがあると考えられます。以上を踏まえまして、③の当年度予測値、14カ月予測は、入力値として用いることは適当ではないと考えられます。

これら2つの場合と比較をいたしまして、②の8カ月予測を用いる場合は、「予測値と実績値の乖離幅」の計測時期の違いによる振幅、先ほどの図の上段の両数字の差分でございますけれども、これは③の当年度予測値の半分以下であることから、当年度予測値と比較して信頼性が相当程度高いと認められます。また「予測値と実績値の乖離幅」につきましては、平成16年答申における試算に比べ拡大はしているものの、「当年度通信量との乖離幅」は十分に小さく、当該乖離幅が非常に大きくなる①の前年度予測値、2カ月予測と比較しても、予測通信量としての信頼性が劣っているとは認められない。したがって、平成20年度以降の接続料算定に用いる通信量としては引き続き前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当とされております。

その他の入力値の扱いにつきましては通信量以外を入力値については、従来同様、必要に応じて総務省において前年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを

用いることとすることが適当とされております。

続きまして第4章、接続料における東西格差でございます。これまでの経緯でございますが、平成14年答申では、NTT東日本、西日本が別会社であるという事実を前提にすれば、B案、すなわちNTT東西にそれぞれのモデル算定値を適用する方式に従いまして、接続料を算定することが最善の方法であるとの判断が示されたところでございます。しかし、平成14年答申以降も、地方公共団体や経済団体を中心に東西均一の接続料を求める多くの要望書が総務大臣あてに提出をされ、また国会におきましても接続料を東西均一とすることについて附帯決議がなされております。これに加えましてNTT東西間においてコストベースで30%以上の格差が生じるとの結果が出ております。これはNTT東西の各エリアにおける利用者料金に相当程度の格差を生じさせる可能性が高いことから、平成15から16年度、接続料は東西均一が維持されることとなったものでございます。

次のページでございます。現状でございますが、平成16年答申では、原則としてNTT東西はおおのこの原価に基づき接続料を算定することが適当とされております。しかしながら第三次モデルではGC接続の接続料における東西格差は依然20%を超える格差が存在してございました。結果的に市内通話料金においても東西格差が生じる可能性が高いと予想されたところでございます。

また、ユニバーサルサービスである市内通話料金の地域格差につながる可能性がある東西別接続料の設定につきましては、十分な社会的コンセンサスを得られているとはいえないと判断されたため、平成17年度以降の接続料については東西均一とすることが適当とされたところでございます。

続きまして33ページ、本件についての主な意見でございます。ユーザ料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請を十分に配慮して検討することが必要との意見がNTT東西から示されております。またユニバーサルサービス維持の視点に立てば、東西均一料金を維持することが妥当との意見も出されております。これに対しまして、格差の大小にかかわらず東西別の接続料とすべきであり、接続料の差が直ちにユーザ料金に反映されるわけではないとする意見等が示されているところでございます。

これに関する考え方でございますが、新モデルにおけるNTT東西間の接続料格差は、平成17年度の通信量を用いて試算すると、図表13のとおりでございます。NTT東西間の接続料格差は今後拡大するという結果となっております。

次のページでございます。接続料の東西格差に係る社会的要請でございます。平成16年答申におきまして、接続料に約2割の東西格差を設けることに関して、西日本で事業を行う事業者、及び西日本の消費者団体から反対の意見が出されたことを踏まえれば、接続料の東西格差がさらに拡大することが想定される平成20年度以降の接続料において、固定電話の通話料金の地域格差につながる恐れがある東西別接続料を設定することについて、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられるとしております。

続きまして東西別接続料の設定による公正競争上の影響でございます。図表13の東西格差を前提といたしますと、仮に東西別接続料を設定した場合、特に西日本地域において次のような影響が生じることが考えられます。全国を営業区域とする電気通信事業者におきましては、西日本地域で接続料が上昇するものの、東日本地域では接続料が低下することから、接続料を東西別にすることによる接続料収支への影響は基本的にないと考えられます。したがって東日本地域において利用者料金の値下げを行わない限りは、西日本地域において利用者料金を値上げする圧力は基本的に生じないと考えられます。

他方、西日本を営業区域とする電気通信事業者は東西別接続料の設定によりまして、接続料収入・接続料支出ともに増加をいたします。しかしながら、多くの事業者におきましては自網から発信するトラフィックが自網に着信するトラフィックよりも多く、かつ、通信が西日本地域内で終始する割合が大きいことから、接続料水準の上昇が見込まれ、利用者料金の値上げ圧力は比較的大きいと考えられます。

またNTT西日本についてでございますが、接続料収入は増加するが、従来受け取っていた東西交付金収入がなくなることから、接続料にかかる収入には基本的には影響はないと考えられます。他方、接続事業者に対する接続料支出も増加するが、自網内通信の割合が大きいため、その影響は比較的小さいと考えられる。また、そもそもNTT西日本の自網内の通話サービスに要する費用は、電気通信事業会計上の費用であり、接続料水準の変更により影響を受けない。このため、NTT西日本においては利用者料金の値上げ圧力は比較的小さいと考えられ、利用者料金の値上げを行わないという選択をとることは十分可能であると考えられる。したがって東西別接続料を設定した場合、NTT西日本及び全国を営業区域とする接続事業者は、利用者料金を値上げしないという選択肢をとることは可能であるが、その場合特に西日本を営業区域とする電気通信事業者に対して、いわゆるプライス・スキーズを招来する恐れがあり、西日本地域における公正競争を阻害することとなる可能性もあると考えられます。

続きまして東西別接続料の設定の是非でございます。以上のような東西別接続料の設定によるメリット・デメリットを比較考慮すれば、現行の接続料算定方法を大幅に見直さない限りにおいて、これまでと同様に東西均一接続料を採用することが適当である。ただし接続料規則における原価算定の原則や、NTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からは、本来的には東西別に接続料を設定することが適当である。この点につきまして東西間の接続料格差について実際費用により試算した場合、新モデルによる試算結果に比較して、15%まで縮小する結果となります。今後、NTT西日本において効率化が継続して行われ、実際費用上縮小している東西格差がさらに縮小していく場合には、東西別接続料設定のデメリットが大きく解消されることが考えられます。

また、PSTNからIP網への本格的移行等の環境変化による利用者意識の変化などが認められれば、東西別接続料を設定したとしても、利用者を与える影響は必ずしも大きいものではなくなると考えられる。したがって今後接続料の算定方法を見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、東西別の利用者料金につながる東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配意しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で、改めて検討することが適当であるというふうにしております。

第5章、新モデルの適用期間でございます。これについての主な意見でございます。接続料の在り方及び新モデルの適用期間については、ユニバーサルサービス制度の見直しとセットで検討することが必要との意見がございます。これに対しまして、2年間適用とすることが適当とする意見、さらには3年間の適用期間を適当とする意見等が示されたところでございます。これについての考え方は長期増分費用モデルは近年のIP化の急速な進展により、モデルの部分的な改修では対応できなくなる可能性がございます。また新モデルにより算定した接続料原価は、実際費用方式より算定した接続料原価を上回っており、長期増分費用モデルの目標値としての意義も近年薄れてきている。したがって、新モデルを平成20年度以降、長期にわたって適用することは適当ではないとしております。

他方、適用期間が短過ぎるのも適当とはいけない。仮に長期増分費用モデルを抜本的に見直すためには十分な検討期間が必要。次のページでございます。また平成22年度までは、平成16年答申で推計した5年間で段階的にNTSコストを控除することとした場合の接続料の上限値を下回る水準となることが想定されることから、接続料水準の

観点からは接続料算定の在り方を抜本的に見直す必要性に乏しい。また制度の安定性を確保する観点からも、算定方法の頻繁な変更は好ましくないとしております。以上を踏まえれば新モデルの適用期間は平成22年度までの3年間とすることが適当であるとまとめしております。

次のページでございます。新モデルの適用期間後における接続料算定の在り方でございます。経緯と現状でございます。加入電話の契約者数及びトラフィックの減少は、NTSコストの段階的つけかえが終了した後も続くことが想定されます。その場合、従量制接続料の水準が急速に上昇することが避けられないため、加入電話の利用者料金への影響も踏まえつつ、PSTNの接続料の在り方を議論する必要がございます。特にPSTNとIP網の規模が逆転する可能性があること、都市部を中心に先行してIP化が進展することで、ネットワークコストの地域間格差が拡大することが想定されます。このような時代のPSTNの接続料の在り方については、IP化の進展状況を踏まえ、コスト算定方式も含めて多面的に検討していく必要がございます。

これに対する主な意見でございますが、NTT東西からは次世代ネットワークは技術的にもサービスの予見が難しく、規制を前提にした議論はなじまないとの意見が示されております。これに対しましてKDDIからはIP網に移行しても接続料算定に当たり担保すべき条件は、透明性の確保と恣意性・非効率性の排除であり、その点LRICは最適であると。また移行期では一たん接続料を据え置く等の暫定的措置が必要との意見が示されております。

またソフトバンクからはフェーズ1とフェーズ2に分けて検討し、フェーズ1では既存のLRICモデルにIP技術を可能な範囲で採用した上で、PSTN接続料を上限としてPSTN・光IP電話接続料を同水準・同体系に設定すること等が考えられるとの意見が示されております。このほか現時点でのIP網は発展途上にあり、モデル化することは困難であり、新モデルの適用期間中における課題とする意見も出されているところでございます。

これについての考え方でございますが、現行のボトムアップ型の長期増分費用モデルは、接続料収入に占めるPSTNの大きさや、ネットワーク構成上多くを占めるPSTNには依然として非効率性が内在していると考えられることを踏まえれば、なお一定の意義を有している。しかしながら今後、広域イーサをはじめとする多様なネットワークの登場により、従来のPSTN型のモデルでは適切な共用設備の設備量を算定すること

が難しく、接続料を設定することに合理性が認められなくなった場合、IP網を主として長期増分費用モデルを新たに構築し、そこからPSTNの接続料原価を切り出す方法が考えられる。この点について、研究会においてIP網の長期増分費用モデルが検討されましたけれども、現時点においてはその構築は時期尚早との結論に至っております。

新モデル適用期間後のPSTN接続料の算定方式の検討に当たっては、IP化が相当程度進展していると考えられ、現時点で現行のボトムアップLRIC方式の改修で対応可能なかどうかを決定することは困難。その理由としましてはIP網の規模や、IP網が具体的にどのようなアーキテクチャーで構成されているのか、現時点で予測困難なことが挙げられております。

次のページでございます。したがいまして、ひとまず検討の前提条件としてPSTNがまだ一定程度の規模を保ちつつも、相当程度のIP網が併存する中、PSTNの加入数、トラフィックの減少傾向が継続し、現行の接続料の算定方式では、接続料水準の維持が困難な状況を想定をしております。現行の算定方式以外の方式も広く検討対象とするため、まずコストリングとしてコストの算定対象の範囲をどうするか、コストリングの方式をどうするか、プライシングの方式をどうするか、従量制接続料なのか、定額制接続料なのかというように下の図のとおり分類をいたしまして、それぞれの特徴について検討を行っております。主な接続料算定方式の選択肢に係る留意点は以下のとおりでございます。

アのIP化の影響を加味したボトムアップLRIC方式による従量制接続料についてでございますが、既存のLRICモデルをベースに、現時点で採用可能なIP技術を取り込む方法と、ボトムアップLRIC方式によりIP網を含む電話網を構築し、この費用をPSTNとIP網の合算トラフィックで除す方法がございます。このうち①の方法の場合、IP化によるネットワークのコスト減を反映することは可能ですけれども、他方、IP電話網へのマイグレーションによるトラフィック減の影響を回避することはできません。また②の方法の場合、IP電話網へのマイグレーションによるトラフィック減を緩和可能であり技術中立的でありますけれども、ボトムアップLRIC方式によるIP電話網のモデルを新たに構築することが必要でございます。

イのトップダウンモデルによるLRIC方式でございますが、実際のネットワークをベースとすることから、実際に行われた効率化を反映でき、またモデルと実際のネットワークの乖離を小さくできるという利点がございます。他方、各設備の現在価値を算定

し、評価がえや設備容量の見直しを適切に行うことは可能かという点について、課題があると同時に、ボトムアップLRIC方式に比べて、実際のネットワークの非効率性を排除することが困難な面が挙げられております。

続きまして実績原価方式でございます。実際のネットワークをベースとすることから、実際に行われた効率化を反映可能であり、また実際のネットワークと乖離する恐れがあるというモデルに内在する問題を回避する利点がある一方、NTT東西の非効率性を排除できないという課題がございます。

次のページでございます。実際費用方式と長期増分費用方式のハイブリッドでございます。PSTNの衰退期等の特殊な市場条件下でLRIC費用が実際費用を上回ってしまうリスクを回避し、長期増分費用方式の持つ透明性も維持できる可能性がある一方、算定方法によっては接続事業者には有利なコストリング方式となり、事業者間の公平性が保てない可能性がございます。

定額制接続料でございます。小売料金において柔軟な対応ができるようになる可能性がある一方、加入者減による接続料水準の上昇は回避することはできません。

続きましてプライスカップ方式でございます。接続料水準自体を規定するものであることから、料金の安定性、予見性が高く、料金設定の自由度や費用削減インセンティブを与えることが可能でございます。他方、市場構造が動的に変化していくことが見込まれる中、適切な生産性向上見込み率を設定するかどうか、困難を伴う面がございます。

ビルアンドキープ方式、最後のページでございます。事業者間精算を行わないため、接続料を算定する必要がなく、最も簡便な方式でございます。他方、本方式は加入電話と直取電話といった同質の形態間での接続を念頭においていることから、その他の場合については別途扱いを検討する必要がございます。

上記方式の併用でございます。上記のアからキまでの方式のほか、これらの方式を幾つか組み合わせて利用することも考えられる。ただしその際は併用が恣意的なものとならないよう、公正競争確保の観点から十分な検討を行う必要があるとしております。

今後の検討の進め方でございますが、NTSコストの段階的つけかえが終了した後に直面する接続料を巡る環境について、現時点で正確な見通しが立てられず、どの方式が適切なものであるかを判断することは困難でございます。しかしながら、現行方式を抜本的に見直す場合、十分な検討期間を設けることが必要であることから、新モデル適用

期間後における接続料算定方式の在り方について、まずは上記の方式を採用することの可能性、及び課題についてさらに検討を深めるため、平成21年度中に総務省においてフィージビリティスタディなどを行い、その検討結果を踏まえて改めて検討することが適当である。以上長くなりましたけれども説明でございます。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。どうぞ。

○辻委員　　ご提案はユニバーサルサービスの計算の方式の変更に伴う、接続料の変更と理解しておりますが、ユニバーサルサービスの費用を当初の計算したときから、環境変化によってこれが維持できなくなる。それに対して、様々な観点から総合的に再考されたと解釈します。

具体的には数字の大きさ等々は少しわかりにくいところがありますので、この別表、参考資料の20あたりから、具体的にNTSコストのき線点RT-GC間の伝送コストを、抜くのではなく以前に戻すということですね。確認ですけれども、戻すのはこれはあくまで高コスト地域のところだけでしたか。

○二宮料金サービス課企画官　　お手元参考資料の19ページをお開けいただければと思いますけれども、そちらに今回行います制度の背景が書いてございまして、左のグラフが基金制度見直し案におけるベンチマークの水準ということで、従来全国平均であったところ、全国平均水準プラス2シグマということになります。したがってこの黄色の部分に従来のユニバーサルサービス制度で補てんをされていたものが、補てんをされなくなる部分でございます。これとあわせて右のグラフを見ていただければと思いますけれども、従来のユニバーサルサービスの補てん対象額の算定におきましては、その右に書いてございますような加入者回線等コスト、NTSコストのうちのSLIC、き線点RT等、また、GC-き線点RT間の中継伝送路がこういう形で分布をしておりますので、この高コストエリアにおけるGC-き線点RT間の中継伝送路のうち、費用を限定した形で当面の間、暫定的に接続料の原価に参入するというところでございます。

○酒井部会長代理　　結果的に高コスト地域ですけれども、高コスト地域だけ抜くと決めているわけではないんですね、たしか。

○二宮料金サービス課企画官　　ほぼ……。

○酒井部会長代理　　ほとんど一致するだけで。

○辻委員　　わかりました。それは計算上でそういうことになるということですね。

○酒井部会長代理 はい。どうぞ。

○長田委員 接続料の東西格差のところでございますけれども、ユーザ料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請ということに関しては、私もそれはそうだろうとは思っています。ただ、東西のことで考えますと、東西の交付金があり、ユニバの制度があり、それから基本料においてのまだ完全に均一になっていないその格差の問題もまだ残っているという状態のまま、このままそれでいいのかというのは、やはり東のほうの利用者としては納得のいかない部分はどうしても出てくると思いますので、この中で今回は接続料の算定のことでございますけれども、この基本料の格差をなくすということに関してはぜひ解消については早急に最後の検討をしていただきたいということと、それから東西の格差の、いずれ東西の格差を認める場合のところに、NTTの西日本の効率化という話が出てきていますけれども、東日本もより効率化を行って、全体に接続料のところ、西日本の効率化の必要性というのは当然だろうし、努力もかなりしておられるように見えますので、東日本においてもより効率化の努力が行われるような、そういう要素ができていかないといけないのではないかなと思います。今このまま東西が同一の料金、均一料金ということになっていきますと、なかなか東日本に効率化のインセンティブが働かないのではないかと、何となくこれは素人考えで恐縮ですけれども、思いますので、両方ともに努力をしていった上で、その上で東西別々の会社である、それを意識的にそういうふうに分割されたということも考えて、いずれほんとうに東西別料金になっていくというのがやはり本来ではないかと思っておりますので、そこはぜひ今後そういう仕組み、全体の仕組みを考えていっていただきたいなというふうに思います。

○酒井部会長代理 何かございますか。

○東海委員 東西格差の問題は接続料問題が議論され始めてからの、最初からの課題でございます。委員のおっしゃるとおり東西別で接続料を算定するという理屈のほうはNTT分割の理念にかなっているということは言うまでもないところでありまして、そのことを前提にしながらこの報告書の中にもございますように、現在の接続料算定のさまざまなその他の環境を踏まえ、さらにもう少し先を踏まえると、そういった問題がかなり懸念していたことが、東西の別だというようなことが関係なくなるような事態も2010年という流れの中では予測されないわけでもないわけです。したがって、今ちょうどユニバの問題で、1つ大きな問題が課題として残され、さらに接続料の問題の中にそれが持ち込まれてきて、接続料で整理をしなければならない過程の中で、東西格差に

ついてあえて今ここで問題を持ち上げてまいりますと大きな混乱が事業者間に、また事業者・ユーザ間にも起こってくるという可能性が無きにしもあらずと思いますので、あそこの言葉にいつも、否、今回の2つの答申が逃げてしまうことはよくないことですが、当面の間というような言い方で、幾つかの問題を逃げるという言い方ではなくて当面やはり環境変化をしっかりと見きわめるということを最後に書いてございますけれども、そういう流れの中で、その部分的な問題に対する理論整備は少し押さえておかなければいけないのかなという、私はそんな考え方でございます。

○酒井部会長代理　よろしいでしょうか。長田委員がおっしゃったとおり、この問題、非常に前から引きずったものでございますが、最初におっしゃったのは基本料格差というのは級局別の格差の是正のことですね。

○長田委員　はい、ごめんなさい。

○酒井部会長代理　それも含めて今後きちんとやっていかなきゃいけないだろうということは皆さん意見、一致しておりますので、ただいま現在ですぐこっちに行くよりは先の問題がということで、ちょっと後回しにしたというのが本音だろうと思います。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それから特にございませぬようでしたら、本報告書を当部会の答申案として了承することとし、意見招請を行うことといたしますがよろしいでしょうか。

○高橋委員　一言だけ。

○酒井部会長代理　はい、どうぞ。

○高橋委員　一言だけなんです、私も長田委員のご意見には賛成といいますか、ほとんど同様の意見を持っています。今回の報告書は、当分の間の措置とか、激変緩和、必要最小限、時期尚早といった語句が非常に多く並んでいて、難しい問題であることはよくわかります。ただ一番最後に「今後の検討の進め方」として、「十分な検討期間を設けることが必要であることから」ってあるのです。私、ちょっとこの辺が引っかかりました。十分な検討期間は当然必要なんですけれども、何か検討がずるずると言いますか、逃げ水のように行ってしまうというような印象も与えかねないなというふうに思っております。ですから検討に当たって、予測困難なことに対してさらなる検討を加えていくということはわかるんですけれども、やはり期間を区切って少しロードマップとかアクションプランという考え方も入れていったほうが、一般の人の理解を得やすいと思います。以上です。

○酒井部会長代理　わかりました。おっしゃるとおりだと思います。ただ、今現在、いろいろ「当面」と書いてあるのは、1つとしてはIP化ということでもかなり大きなことが次に控えているので、そのときにある意味では一斉にいろいろなものが変わるだろうということも考えながら、少し「当面」となっておりますけれども、このあたりのロードマップ等がちょっとまだ十分になってきていないかと思います。

○東海委員　よろしいでしょうか。今のご指摘のことは当然のことでございますけど、先ほど申し上げました目次で、6項目と申し上げましたけれども、6項目のうち5項目が今回の課題でございます。平成20年度以降の接続料算定の在り方を整理した部分でございます。第6章は新モデル適用期間後における接続料算定の在り方と、先ほど「新競争促進プログラム2010」の中で、言っておりますとおり、この接続料算定の在り方とともに20年度以降の3年間の分の検討以降の分についても、それなりの先を少し書きなさいよ、議論しなさいよということでしたので、その第6章がついている。その中ではやはり十分な、というのは少し、20年、21年、22年でございまして、さらに先でございますので、少し時間があるから十分という言葉を使わせていただいたということでございます。それでよろしゅうございましたか。

○谷脇事業政策課長　今、東海先生からお話がございましたように、ロードマップの明確化という高橋先生のご指摘はそのとおりでございます。したがって昨年の9月に、今ご指摘のありました「新競争促進プログラム2010」を出しておりますけれども、1年後の段階でリボルビング、見直しを行うことを想定しております。したがってその中で、ほかのいろいろ検討してきたものも含めて、改定作業を行ってまいります。可能な限り相談会で見直し具体化を図っていきたいというふうに考えております。

○酒井部会長代理　ではよろしいでしょうか。そういったところできちんと整理していくんだと思います。それではとりあえずはこの本報告書を答申案として了承することで意見招請を行いたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○酒井部会長代理　それでは本件につきましては情報通信審議会規則の規定に従い報道発表するほか、インターネット等に掲示するなどして公告して、広く意見の募集を行うことといたします。この件に関する意見招請期間は8月23日までといたします。また本件につきましては、接続委員会で引き続き検討していただくことといたします。どうもありがとうございました。

ウ. 事業用電気通信設備規則等の一部改正について

【諮問第1179号】

○酒井部会長代理　それでは、続きまして一番最後なんですけれども、諮問第1179号、「事業用電気通信設備規則等の一部改正」につきまして、総務省のほうから説明をお願いします。

○竹内電気通信技術システム課長　それではご説明申し上げます。本日の資料の一番下にお配りしておりますA4横の資料でご説明申し上げたいと思います。この案件につきましては、先ほどの議題でもございましたように、現在IP電話をはじめとしたサービスが非常に進展をいたしてございまして、こういった状況の変化に対応いたしました環境整備として、技術基準の見直しをお諮りをするものでございます。

表紙をおめくりいただきますと背景を簡単に書いてございます。現在、技術革新でございまして、ブロードバンド化、これが非常に急速に進展をいたしてございまして、それらを受けてIP系のサービスが急速に伸張をいたしてございまして、また国内の事業者におきましてもこういったネットワークのIP化について方針が明示されているところでございますし、海外でも同様の動きがございまして、

こういった状況を見ますと、おおむね2010年ごろまでにこういった次世代のIPネットワークが本格的に稼働してくるものというふうに見込んでございまして、こういった動きに対応して私どもとしても環境整備を、これはぜひ前広に進めていきたいということで、平成17年の10月に審議会に諮問をいたしましてご議論をいただいております。具体的には技術基準をどう見直していけばいいのか、あるいはそのネットワークのIP化が進んだときに、安全・信頼性をどう確保すればいいのか、こういった点についてご議論をいただいておりますところ、本年の1月及び5月にそれぞれ答申をいただきました。

1点は固定電話と同じ番号を使いますIP電話についての技術的条件でございます。これは通称「OAB～J系」というふうに言っておりますが、こういったサービスについてどういう基準を課すべきかということ、それからもう1点はネットワークの安全・信頼性対策ということで、最近いろいろネットワークの設備故障に起因するサービス中断等も起こっているわけなんですけれども、こういったものの抜本的な対策としてどういう

ものが必要かということで、これも先般5月に90項目にわたる答申をいただきました。そこでこれら2件の答申を踏まえまして、省令改正等の必要な内容について本日お諮りをするものでございます。

次のページをごらんください。まず0AB～J系のIP電話の技術的条件の見直しでございませう。これは3ページ、4ページ、5ページの3点ございませう。1つはこの現在の事業用電気通信設備規則の構成を見直したいということでございませう。現在はアナログ電話相当の機能を有しますIP電話につきましては、ISDNと同じ形の基準が課されております。この絵で言いますと左下のピンク色で塗ってある部分でございませう。基本機能、通話品質、接続品質等について、ISDNと同じような規定が置かれているということでございませう。ただ今後ISDNについてはだんだん利用が減少していくことが見込まれますこと、また一方でこの0AB～J系のIP電話につきましては今後さらに利用が進み、インフラとして使われていく、構築されていくということが見込まれることから、これを独立させて新たに款を設けることとしたいということでございませう。これは構成の変更でございませう。

内容は4ページ、5ページの2点でございませう。まず4ページでございませうが、1つはネットワーク品質、これをIP電話についても規定を明確化したいということでございませう。現在の規定は端末機器相互間、エンドエンドでの規定というふうになっております。この絵の下のほうに緑で塗ってありますけれども、エンドエンドの遅延、150ミリ秒未満、あるいは主観評価の満足値、R値と呼んでおりますが、これが80超というのが現在の規定でございませう。ただ今後、このIP電話につきましてはさまざまな宅内の機器が接続される、あるいは事業者間接続を通じてサービス提供がされるということが見込まれますので、こういった状況に対応して、このUNI相互間での品質規定、あるいは1つの事業者網内での品質規定、これはUNI-NNI間での規定になりますが、こういったところについてそれぞれ遅延時間、揺らぎ、損失率、こういったものを規定しようということでございませう。この規定の内容につきましては、国際標準、ITU-Tでの勧告の値を参考にして規定をしたものでございませう。

次に内容の2点目、5ページでございませうけれども、発信者番号の偽装対策の機能を事業者設備に持たせるべきだということでございませう。ここはもう既にご存知のとおり、最近電話の発信元を匿名化する、あるいは偽装するということによりまして、振り込め詐欺等の犯罪行為がなされているところでございませう。特に警察や自宅などの電話番号

を故意に偽って携帯電話の画面等に表示をさせるということで、相手を信用させた上で、犯罪に及ぶということが実際に発生をいたしております。また今年の4月に施行いたしました事業用電気通信設備規則におきましては緊急通報の要件といたしまして発信者番号を通知する機能を具備することを規定をいたしております。こういった2点の背景を受けまして、電気通信番号、発信者の番号を正当に担保する機能を電気通信事業者の設備に持たせるべきであるということでの改定案を提案をいたしております。なお、この機能につきましてはIP電話のみならず、アナログ電話、それからISDNといった固定電話全体に適用したいということでございます。なお、この3点につきましてはOAB～J系のIP電話についての技術基準の案でございますけれども、これ以外の、例えば050系のIP電話の品質をどうするかでございますとか、あるいはIPによります新しいサービス、さまざま出ておりますけれども、そういったものについての技術基準をどうするか、こういったことについては引き続き審議会でご検討をいただいているところでございます。

○菱沼電気通信技術システム課企画官　引き続きまして、次のページでございますが、ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策ということで、5月の審議会答申で90項目頂いております。左側でございますが、組織・体制、人材等に関しまして14項目、ネットワークの管理に関しまして58項目、ネットワークの設備・環境基準に関しまして18項目を頂いております。これにつきまして、今回省令もしくは告示等で制度改正をいたしたいというものでございます。具体的には、右側でございますが、赤いところで、コロケーション設備に対する防火等の対策、それから情報通信ネットワーク安全・信頼性登録制度の活用、こちらを今回諮問させていただくものでございます。そのほかに今回、青色でございますが、対策項目の管理規程化、重大な事故報告の見直し、定期報告、電気通信主任技術者の確認の要件化といったものを制度整備しようと考えております。

次のページ以降、具体的な内容でございますが、まずコロケーション設備の防火等でございます。最近、コロケーション設備が発火・発煙する等の事例が発生しております、この場合に同じビルに収容されているすべての事業者のユーザの通信に影響を与えるおそれがあるということございまして、右下のほうの図にございますが、事業用電気通信回線設備を収容し、設置する通信機器室等におきまして、現状ですと、自ら設置する電気通信設備について安全性の確保が義務づけられているところでございますが、

今回これを左下のコロケーション設備、こちらにつきましても、発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないように措置されたものであることを確認しなければならないと定めることとしております。

次のページでございますが、情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録制度の活用ということでございまして、近年、地方の小規模な事業者が一の市町村を超えてサービス提供を拡大しようとする場合に、電気通信主任技術者、これが負担になるケースが出てきております。それで、下のほうの図でございますが、現状ですと利用者の数が3万、それで一の市町村に限られる場合には電気通信主任技術者、これによらなくても同等と認める者の配置によることができる。この同等というのは例えば、大学で電気通信工学を修めた上で2年の従事経験を持つといった方を想定しておりますが、これを拡大しまして、一の都道府県まで拡張しても良いと。その際に、情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録、現状ありますこの登録を受けることを要件としまして、これを受けた場合には主任技術者を置かなくても同等と認める者の配置でいいということに改正を検討しております。

次のページでございますが対策項目の管理規程化ということで、安全・信頼性確保の対策のために、電気通信事業者が自ら管理規程の中で規定すべき項目、こちらにつきまして拡張しようというものでございます。現状はクリーム色のところに10項目ほど管理規程で定めるべき項目というのがございます。これにつきまして、今回のIP化の進展、IP電話の障害等を受けまして、新たに追加する事項としまして7項目ほど事項を追加した上で、さらに詳細な項目としまして告示のほうで内容を規定していきたいと。告示のほうでは、例えば黒い丸の1つ目のポツにありますが、ソフトウェアのリスク分析ですとか、設備増強の際にとるべき措置、こういったものについて告示で定めることとしております。

次のページでございますが、現状、重大な事故ということで、電気通信設備が故障した場合に停止した利用者の数が3万以上であり、かつ、停止時間が2時間以上の場合には、総務大臣に報告するというようになっておりますが、最近のIP電話等のサービスにつきましては「つながりにくい」といった品質の低下もございますので、この品質が低下した場合についても報告の対象とする改正でございます。

次のページでございますが、必ずしも重大な事故に至らなくても、ある程度小規模・短時間の事故の中でも、将来的に大規模・長時間な事故になるような要因が内在してい

るような場合もあり得るということをごさいます、右下のほうのグラフにごさいます、現状は2時間以上であり、かつ、3万以上の場合に重大な事故ということで、そのたびごとの報告というのを義務づけているところをごさいます、これを、定期的な報告として、2時間以上、又は3万以上の場合につきまして、これは、その都度ではなく、四半期ごとに報告をしていただこうというものでごさいます。

最後のページでごさいます、重大な事故が起こった際に、現状ですと電気通信主任技術者が配置されているわけでごさいます、こちらが事故対策に十分関与していないような場合もあり得るということをごさいます、重大な事故の報告書を総務大臣に提出する際に、主任技術者がきちんと確認、押印をすることによりまして、事故の対応、対策の適切性の確認ですとか、改善すべき事項の確認、助言を行うことができるようにするものとしております。以上でごさいます。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○辻委員　　非常に細かい点なんですが、今の安全基準等々につきまして非常に大事で、適切な処置だと思えます。7ページのコロケーションの設備に関する防火等でありまして、この安全性の確保ということは分かりますが、責任の所在、つまり全体の事業者なのか、借りているコロケーション側の責任なのか、そこが明確ではないので、ご説明いただければと思います。

○菱沼電気通信技術システム課企画官　　責任の所在としましては、あくまで電気通信事業法41条ですと電気通信回線設備を設置する事業者でごさいますので、要はこのオーナーといえますか、家主と言いますか、そちらのほうになります。その回線設備を設置する事業者がその中にコロケーションされている設備について、他の設備に損傷を与えないように措置されたものをきちんと確認しなければならないということで、あくまでも義務づけは回線設備を設置する事業者でごさいます。

○辻委員　　わかりました。

○酒井部会長代理　　としますと結局かなりオーナーの方が実際中を借りている方に相当きつということが言えるという、言えないとできないですよ。当然ですけども。

○菱沼電気通信技術システム課企画官　　この規定を受けまして、実際には法規上の義務づけではごさいませんが、オーナーの方が、借りている、コロケーションをしている方に対して、どういう防火対策、発火対策をしているのかということを確認を求めるとい

うことは、当然想定されるものでございます。

- 酒井部会長代理　わかりました。ほか、いかがでしょう。どうぞ。
- 長田委員　5ページの、この発信者番号偽装対策なんですけど、こういう必要な措置を講ずべきことを規定するというところで、規定されましたら、完全に防ぐことができるというふうにお考えですか。
- 竹内電気通信技術システム課長　この規定を受けまして電気通信事業者は、例えば加入者が違う番号を表示して端末から情報が来た場合にはこれを表示しないという機能を持つことになりますので、これによりまして入り口側での偽装というものは防ぐことができるようになるということかと考えます。また今回は固定電話での対策でございますので、当然他のサービスをどうするかというのはこの外にございます。ただ実際には、例えば携帯電話等の移動通信につきましては、実際の設備の対応、状況から考えまして、発信者が番号を偽装して発信をするということは極めて困難といたしますか、実態上不可能に近いと考えております。このほかの海外、国際通話等の場合にどうかといったところは若干残ってくるわけですが、まずこの入り口のところでしっかり規定をして、こういった部分を消していくことで、最終的に偽装対策というものにつながっていくのではないかと考えております。
- 長田委員　その場合、発信者番号が偽装されている可能性があるということ、どれだけの人が承知しているのかということがいま一つ問題だと思います。それで今でもいわゆる振り込め詐欺等で自分の家族の関係の電話番号が表示されて安心をして、それでだまされているという事例が全くないわけではないというふうに承知しておりますので、この規定が置かれることは非常に歓迎すべきことですが、それに加えて発信者番号が表示されるということが完全に安心に、100%安心につながっている現状ではないということもあわせて周知をする必要がやはりあるのではないかと気がします。今、いろいろな意味を込めて皆さん発信者番号が表示される電話機に買い替えが、特に安心をするために買いかえていっている人が多いのではないかと思うんですね。私の母なんかもそうなんですけれども、自分の娘だからと思って安心してそのまま「はい」と出るわけですから、そういうのが非常に増えている中、海外を経由して番号を偽装するのが現状としては多いのではないかとというふうに予想されますので、それも含めてちょっと、これはまた別の課のご担当になるかと思っておりますけれども、周知をしていただきたいというふうに思います。

○酒井部会長代理　ではよろしく申し上げます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋委員　2点でございます。1点は、6ページのネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策のところです。答申を踏まえた取り組みとして、これからいろいろ行っていくということなんですけれども、2つ目の箱の中に「事業者団体やベンダーとの連携による取組み強化など」というのがありますけれども、一般消費者である利用者に対する取組ということ考えた場合に、やはりセンサー機能のような形も必要ですので、消費者関連団体とか、何か事業者団体とベンダーだけではない、一般の人たちに近いところでの情報が取れるものを何か考慮していただく必要があるのではないかというふうに感じます。

それから2点目は、10ページ、11ページの、重大な事故報告対象の見直しということなんです、今までは重大なものというのはその都度、その都度やってきたということですね。図表の読み方を教えていただきたいんですけれども、つながりにくいということに関して、その都度報告する部分があるということと、ある一定の枠、11ページで書いてある赤い点線で囲んだ部分に関しては、四半期ごとで、赤い点線の中の、さらにブルーではなくてピンクの部分に関しては四半期でいいといっているのか、このところがブルーの部分は今までどおり残ってその都度であり、ということなのか、ちょっとここところを補足して教えていただければと思います。

○菱沼電気通信技術システム課企画官　まず2番目のほうからになります、10ページ目のほうでございますが、こちらにつきましては、その都度の報告でございますが、今までは、止まった場合だけだったのを、つながりにくいといった、故障して品質が低下した場合についても、その都度の報告の対象にするものでございます。それから11ページ目、次のページでございますが、これはとまった場合とつながりにくい、品質の低下の場合、両方とも合わせてでございますが、その都度の報告は2時間以上かつ3万以上の場合でございます、この赤いところでございますが2時間以上又は3万以上の場合につきましては、その都度報告ではなく四半期ごとの報告の中で定期的に報告していただきたいということでございます。

それから1点目のほうでございますが、事業者団体やベンダーとの連携による取組み強化という中に、消費者の視点というのは、もちろん究極的に電気通信の安全・信頼性というのは利用者にとって非常に重要なものでございますので、その視点というのは十分に踏まえていきたいと思っています。

○酒井部会長代理　　よろしいですか。

○高橋委員　　はい、ありがとうございます。11ページのご説明のところ、やはりやや気になります。境界線を引かなければいけないのはわかるんですが、2時間とか3万と
いうと、これの枠の中で非常に近いところだけど重大とそうでないものが、その都度と
四半期というのは随分差があり過ぎるのではないかというのが気になります。それは今
の利用者に向けた取り組みとも関係してくるんですけども、やはり総務省さんのほう
でもセンサー機能のようなものを持っていただいて、やはりつながりにくいとか、ある
いは重大ではないけれども迷惑している人がいるという情報は、事業者からの報告を待
つのではなく、直接、利用者からの声を拾い上げるような措置をしていただいたほうが
よろしいのではないかと思います。以上です。

○菱沼電気通信技術システム課企画官　　その点につきましては利用者の方、なかなか全
国的に総務省がセンサー機能を持てるかどうかという技術的な問題はあるかと思いま
すが、利用者の方の声というのは十分に踏まえて対応していきたいと考えております。

○酒井部会長代理　　結局、0AB～JのIP電話に関しては、今までは固定電話並みと
いうことだったんですが、そういった言葉をやめて、具体的に全部基準を別につくると
考えてよろしいんでしょうかね。

○竹内電気通信技術システム課長　　はい、基本的に固定電話で持っていた機能は継承し
つつ、IP電話に即した品質規定の条を置く、あるいはアナログ電話でも必要になりま
す偽装対策について、今回新たに追加をするということで、基本的にはインフラとして
従来のアナログ電話と同じような位置づけでこれから広く普及していくと考えられます
ので、そういったものについてIP電話にふさわしい規定を置いていこうということで、
今回独立した款を設けたということでございます。追加となる機能が今後さらに必要と
なるかどうか、こういったことについては審議会の中でもご議論いただいております。

○酒井部会長代理　　ある程度固定電話並みということは一応引き継ぐわけですか。

○竹内電気通信技術システム課長　　はい。

○酒井部会長代理　　もつとも電源とかどうしても無理なことはあるんでしょう。ないと
は思いますけれども。わかりました。よろしいでしょうか。

それではほかに質問ございませんようでしたら、本件につきましても同様に情報通信
審議会議事規則の規定に従い、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、
インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見招請期間はやはり同じ8月23日です。

閉 会

○酒井部会長代理　それでは本日の審議はこれで終了いたしました。何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局のほう、何かございますか。

○渡邊総務課課長補佐　ございません。

○酒井部会長代理　よろしいですか。

○渡邊総務課課長補佐　はい。

○酒井部会長代理　それでは以上で本日の審議を終了いたしました。次回の事業部会につきましては別途日程が確定次第、事務局のほうから連絡をさせていただきます。どうも今日はありがとうございました。